税務関係部課長会議 会議録

1 日時 令和 6 年 10 月 11 日(金)午後 1 時 30 分~午後 2 時 20 分
2 会場 愛知県自治ｾﾝﾀｰ 4 階 大会議室
3 当番市 日進市
4 出席者 県:総務局総務部市町村課 主査 安井裕美子
市:名古屋市財政局税務部税務ｼｽﾃﾑ推進課長 神谷勝美 始め 37 市
市長会事務局:行政係長 成瀬博幸、財政係長 武本恵
5 内容

市長会事務局 武本

それでは定刻となりましたので、ただいまより税務関係部課長会議を開会します。本日は業務ご多忙の中、ご出席いただき誠にありがとうございます。また、お忙しいところご臨席賜りました愛知県の方には心よりお礼申し上げます。私は進行を務めさせていただきます、愛知県市長会事務局の武本と申します。どうぞよろしくお願いします。

さて、愛知県市長会では、15 部門に分けて各種部課長会議を開催しており、そのうちの一つが、この税務関係部課長会議です。これらの会議は、各部門における課題等につきまして、意見交換や情報提供を行い、また必要に応じて愛知県の方からご助言などもいただくといったことを目的として、例年開催しております。

本日の会議においても、積極的に議題を持ち寄りいただきましたので、日頃の業務の参考としていただければ幸いです。

それではまず初めに、ご多忙の中ご出席賜りました愛知県の方をご紹介させていただきますとともにご挨拶をいただきます。総務局総務部市町村課主査安井裕美子様です。安井様お願いいたします。

愛知県 安井

ただいまご紹介にあずかりました愛知県総務局総務部市町村課税政ｸﾞﾙｰﾌﾟの安井と申します。皆様におかれましては、日頃から適正な税務行政にご尽力いただき、この場を借りまして御礼申し上げます。私からはご挨拶に代えまして、情報提供やお願いなどをさせていただきたいと思います。

まず、定額減税についてですけれども、今回の定額減税につきましては令和 6 年度の税制改正で決定されてから、制度の詳細が示されてから非常に短時間となりましたが、お忙しい中ご対応いただきありがとうございました。こちらは令和 6 年度、1 年限りの措置となっておりますが、控除対象配偶者以外の同一生計配偶者の方がいる場合には、令和 7 年度分の個人住民税において定額減税が引き続き行われることとなりますので、引き続きご対応の方お願いできればと思っております。

また、令和 7 年度の定額減税による減収分につきましても、令和 6 年度と同様に来年 5 月頃に基礎数値の方をご照会させていただきまして、その際にご報告いただいた数値で算定される特例交付金によりまして、また来年度も今年度と同様に措置されるということとなっております。

続きまして扶養控除の見直しについてでございます。こちら児童手当が高校生年代まで延長されることに伴うものですけれども、扶養控除が見直されることによりまし

て課税総所得金額ですとか税額等が変化する、そういうことが起きます。
　これらの金額を活用している社会保障制度ですとか、給付金などの水準に関して不利益が生じるということも懸念されましたので、こうした点を整理した上で、令和7年度の税制改正で結論を得るということが令和6年度税制改正大綱で決定されております。実際この見直しが個人住民税の方に適用されるのは令和9年度分以降というふうにされておりますけれども、皆様にご影響のあるところかと存じますので、年末に向けて議論の動向等にご留意いただければと思っております。
　最後になりますが、本日の会議が闊達な意見交換により今後の税務行政に資するものとなりますよう祈念させていただきまして、私からの挨拶とさせていただきます。

市長会事務局　武本
　ありがとうございました。ここからは資料に沿って進めさせていただきます。なお、本日机上配付の資料ですが、令和7年度地方税制改正に関する要望書と東海都市税務協議会会則につきましては、後ほど名古屋市さんよりご報告があります。不足資料がございましたらお申し出ください。
　それでは、次第3、議題に入ります前に、前回会議におきまして、建制順により今年度の会議進行の議長当番市として日進市さんに決定しております。日進市総務部参事石川様よろしくお願いいたします。

議長（日進市）　石川
　皆さん日進市総務部参事の石川と申します。昨年までそちら側に座ってたものですから大体会議の様子はわかるわけですけども、皆さんの協力を持ちまして有意義な会議にしたいと思いますので、本日はどうぞよろしくお願いいたします。では、座って失礼させていただきます。
　それでは、議題に入る前に本日の会議の進め方についてご説明させていただきます。各市の状況は、前もって配付させていただいておりますので、各市の状況の発表はとり行わず、議題ごとに、まず提案市の方から趣旨説明をしていただきます。次に私から簡単に取りまとめ状況のご説明をさせていただきます。そのあとで、回答について補足説明がございましたら、補足説明をしていただきます。
　その次に議題提案市に各市の状況について追加質問したいという市がございましたら聞かせていただきまして、さらに議題提案市以外の市で追加質問やご意見があるかどうかを聞かせていただき、最後に必要に応じて愛知県の方からｺﾒﾝﾄをいただく、ということで順番で進めさせていただきます。
　またこの会議は要望の場ではなく、情報や意見交換の場として開催するものですので、皆様からの活発な意見と情報共有をお願いいたします。

　それでは議題1、確定申告および住民税申告における来場者数減少のための取り組みについて、提案市であります豊川市さんより趣旨説明の方をお願いいたします。

豊川市　神谷
　はい、失礼します。豊川市財務部次長の神谷でございます。よろしくお願いいたします。議題1でございますが、確定申告および住民税申告における来場者数減少のための取り組みということで、内容としましては税務署は税理士会からの応援も限られる中、市が運営しております申告会場への来場者数の減少、特にﾘﾋﾟｰﾀｰの方が減少して

いくための取り組みについて検討しているところでございます。
　ころな禍以降、申告会場は完全予約制としましたがすぐに一杯となり、予約者以外にもｽﾏﾎ申告ｺｰﾅｰを設けるなどの取り組みを実施しているところでございますが、今回各市の取り組み状況などをお伺いすることで参考とさせていただければなと、そんな思いで議題とさせていただきましたのでよろしくお願いいたします。以上です。

議長（日進市） 石川
　はい、ありがとうございました。各市の回答を見させていただきますと、市民税申告の受付については、名古屋市さんをはじめとしまして、返信用封筒や記載例を同封して来場者数の削減に努めておられるようです。確定申告の受付についてはどちらの市におきましても、ｽﾏﾎ申告を含めた e-Tax 利用促進のための広報活動をしていただいており、一部の市では加えてｽﾏﾎ申告説明会の開催も行っておられるようです。
　また税務署の方の意向もあってのことだと推察しますが、ここ 1、2 年で申告会場にｽﾏﾎ申告ﾌﾞｰｽを設けられる市もございます。高齢者を含め一定数は、会場での受け付けが残ってしまうのが現状なのかなと感じております。
　それでは各市の回答で補足説明したい市がございましたら、挙手をお願いします。
　よろしいでしょうか?
　ないようですので、それでは豊川市さんの方で特に伺ってみたい市がございますでしょうか。

豊川市 神谷
　失礼します。それでは 2 点ほどお伺いしたいと思います。
　最初に碧南市さんと大府市さんにお伺いをしたいなと思っております。
　いただきましたご回答の中で、碧南市さんはｽﾏﾎによる確定申告講座、令和 6 年度予定で、大府市さんは市主催ｽﾏﾎ申告講座の開催ということでご回答いただいておるわけでございますけども、そこでお伺いしたいのは市職員が確定申告を受けるには、いわゆる臨時の税務書類の作成等の許可、こちらが必要だと思うのですが、開催される講座に税務署からの職員派遣があるのか。あとはまた税理士会の協力があるのか。その辺りご教示いただければなと思います。まず一点目、よろしくお願いいたします。

碧南市 池田
　碧南市ですが確定申告時期になりますと、やはり税務署さんだとか市の職員もなかなかｽﾏﾎの講座とかｽﾏﾎの指導だとか、そういうのはなかなか難しいものですから、繁忙期になる前の 12 月に税務署さんの協力をいただいて講座を実施する、という予定でおります。本市については今回初めて行うということで他のところで豊明市さんがもう既にやっているものですから、それを参考に今年度、今回やっていきたいな、というふうに思っています。

議長（日進市） 石川
　それでは続きまして大府市さんお願いします。

大府市 杉江
　大府市です。ご質問中で臨税の話だと思うのですけど、大府市の場合ですと、市でやるものと税務署が主催するｽﾏﾎ講座もあるのですけど、市でやるということで限定し

ますと、時期で言うと 11 月とか 12 月ぐらいでやっていますので、実際に生の申告に係る資料を使うというわけではなくて、ﾀﾞﾐｰﾃﾞｰﾀを使いながらやるということで臨税は必要ないことも税務署に確認の上で進めているそのような状況です。以上です。

議長（日進市） 石川
はい、ありがとうございました。東海市さんは他にはまだありますでしょうか?

豊川市 神谷
はい。まず二市の方ありがとうございます。参考になりました。
次に 2 点目でございますけども東海市さんにお伺いしたいと思います。
ご回答の中でｽﾏﾎ申告説明会の開催が半田税務署と各市町共催ということでございますけども、その説明会の内容をお聞かせいただければなと思っております。具体的には税務署からはどのような説明や協力があるのか、また説明会では参加者ご本人の確定申告する内容を題材としているのか、それとも例題などを用意されて実施されているのか、わかれば教えていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

議長（日進市） 石川
はい、それでは東海市さんお願いします。

東海市 田中
はい、東海市です。
まず税務署と市町の役割分担的なことで言いますと、税務署からはあくまでも市町と共催と言われていますが、市がやっているのは、場所の確保と参加者集めと当日の受付を行っております。運営については税務署の方がやってくれています。説明会の内容ですけども、東海市では 1 月の下旬に開催しているため、参加者の方には源泉徴収票を持参してもらいまして実際に e-Tax 送信するところまで行っています。以上です。

議長（日進市） 石川
はい、ありがとうございました。豊川市さんはよろしいですか。
それでは他に追加で伺ってみたい市がございましたら挙手をお願いします。他によろしいでしょうかね。特にないようですので、県の方からこの議題についてｺﾒﾝﾄなどがあるようでしたらご発言をお願いします。

愛知県 安井
こちらにつきましては、皆様おそらく職員の方に限りがある中、大変なご苦労されているのかなというふうに認識しております。税務署の方でもいろいろ e-Tax のﾁﾗｼを作っているというふうに認識しておりますので、そういったところもご活用いただきながら、引き続きご協力いただければと思っております。

議長（日進市） 石川
はい、ありがとうございました。それでは議題 1 につきましては以上とさせていただきます。
続きまして議題の 2、ｼｽﾃﾑ標準化について提案者であります豊川市さんより趣旨説

明をお願いします。

豊川市　神谷
　はい、引き続き失礼します。議題2でございますけども、2025年度末までのｼｽﾃﾑ標準化につきましては、各種準備を進められているところだと思いますけども、各種のｼｽﾃﾑ名や担当者、それから現在の標準化への対応状況など、この会議の場をお借りし皆様から情報をお伺いして、今後情報共有をさせていただければなと思いまして議題とさせていただきました。
　ちなみに豊川市では、評価対象外となります独自ｶｽﾀﾏｲｽﾞ部分の運用見直しを進めるべきか現在検討しておりまして、それからちょうど来年度の予算措置に向けた担当SEなどの協議を進行中というところでございます。趣旨説明は以上でございます。よろしくお願いします。

議長（日進市）　石川
　はい、ありがとうございました。
　各市の回答を見させていただきますと、ｼｽﾃﾑ名と担当者名については資料の通りとなっていますので、ご覧いただければと思います。
　標準化に向けての進捗につきましては、それぞれ記載していただいておりますが本稼働時期の記載があるのが、瀬戸市さんと津島市さんが令和7年9月末、大府市さんは令和7年12月、豊田市さん、日進市は令和8年1月、長久手市さんが令和7年末ということになっております。
　それでは各市の回答で補足説明したい市がございましたら挙手をお願いします。
　よろしいでしょうかね。
　それでは、豊川市さんの方で特に伺ってみたい市がございますでしょうか。

豊川市　神谷
　お願いします。それでは一点、岩倉市さんにお伺いしたいと思います。
　いただきましたご回答の中でｶｽﾀﾏｲｽﾞするべき部分の確認を行ったというご回答があるわけですけども、標準化につきましては基本的に市町村独自のｶｽﾀﾏｲｽﾞを行わないというのが前提だとちょっと認識をしておるわけなのですけども、この会議後回答いただきましたｶｽﾀﾏｲｽﾞすべき部分っていうのは、例えばいろいろ岩倉市さんの独自施策に関する部分なのか、ちょっとその辺り参考に教えていただければと思います。よろしくお願いいたします。

岩倉市　隅田
　はい。岩倉市ございます。
　すいません。ここの書きぶりがよろしくなくて、この一連の洗い出しとｶｽﾀﾏｲｽﾞすべき部分っていうのは一連の表現でございまして、ｶｽﾀﾏｲｽﾞすべき分っていうのは、標準化に伴ってｶｽﾀﾏｲｽﾞするべきものという解釈でございます。すいません。

議長（日進市）　石川
　よろしいでしょうか?
　それでは他に追加で伺ってみたい市がございましたら、挙手をお願いします。
　よろしいでしょうか?

特にないようですので、県の方からこの議題についてｺﾒﾝﾄなどあるようでしたらご発言をお願いします。

愛知県 安井

ｼｽﾃﾑの標準化につきましては、今年の 8 月末に税制改正等による変更の他、市町村の方からの意見を踏まえた変更が加えられましたｼｽﾃﾑの標準仕様書 4.0 版が公表されたところかと思います。標準化の導入についてはｼｽﾃﾑのｽｹｼﾞｭｰﾙが大変厳しいということは承知しておりますけれども、こちら 4.0 版の方にもしっかりと目を通していただきまして、令和 7 年度を目標時期としましてｼｽﾃﾑの方を円滑に移行できますよう適切にご対応いただければと存じます。

議長（日進市） 石川

はい、ありがとうございました。議題につきましては以上とさせていただきます。

続きまして議題 3. 商品であって使用しない軽自動車等の軽自動車税課税免除につきまして、提案市であります清須市さんより趣旨説明をお願いします。

清須市 犬飼

はい、清須市です。本日課長の酒井が都合により出席できなくなりましたので、課長補佐の犬飼と申します。私の方から説明申し上げます。

清須市が提出した議題につきましては、商品であって使用しない軽自動車等の軽自動車税の課税免除についてです。

本市の方では、条例に現在その旨を条例に規定しているところなのですけど、ﾅﾝﾊﾞｰの交付を受けているものについては、商品であって使用しないものとは扱わずに課税をしているっていうのが現状であります。そういう状況の中で、本年の 3 月の市議会の中で議員からこの件に関して質問があったことをきっかけに、課税免除を導入するかしないかっていうところを検討してまいりました。議題の方には検討していく方向でという旨を書いておりますが、現状でそのまま行くっていう選択肢も消えてない状況でありまして、ただ現状のまま行くにしても商品であって使用しない軽自動車には種別割を課さないっていう条例の規定が残るっていうのが何か気持ち悪いといいますか居心地が悪いといいますか、そういう状況でありまして、現状、他の団体さんがどのような状況で運用されているのかお聞きしたくて本日議題を提出した次第であります。以上です。

議長（日進市） 石川

はい、ありがとうございました。各市の回答を見させていただきますと、まず(1)の課税免除の実施状況につきましては、1. 条例に規定し細則を定め運用しているが 9 市、条例に規定しているが、運用していないが 17 市、そのうち江南市さんは今のところ対象車両がないということで、1 に近い感じでしょうか。次の 3. 条例に規定せず、課税免除を行っていないが 6 市、その他が 6 市ということになっております。その他の具体的な内容としましては、車両番号の指定を受けている軽自動車については使用しない軽自動車としない取り扱いをされているようです。

次に(2)課税免除した次年度以降の手続きについては、1. 賦課期日において税額通知をし、届出により免除の可否を決定するが、江南市さんを含めて 3 市、2. 賦課期日前に現況届を提出させ、免除の継続可否を決定するはありませんでした。3. その他が 7

市となっております。
それでは各市の回答で補足説明したいという市がございましたら挙手をお願いします。よろしいでしょうか。
それでは清須市さんの方で特に伺ってみたいという市がございますでしょうか。

清須市 犬飼
追加で 2 点お聞きしたいのですが、ちょっと全体的にお聞きたいのですけど、設問の 1(1)のところで、②と回答していただいた団体さんにお聞きしたいのですけど、条例に規定されていて、課税免除運用をしていないという答えになるのですけど、清須市もこの②の回答に該当するのですが、その他ところです。岡崎市さんや碧南市さんが回答されているのですけど、条例に規定があるのですけど、取扱要綱ですとか、取扱要領の中で本来の交付を受けているものはその課税免除の対象から除外するという規定を設けられているようです。その②と回答した団体さんに聞きたいのですけど、条例に規定していながら、そういった要領要綱等で除外規定を設けて運用していないっていう団体があったら、挙手でもいいのでどれぐらいあるのか聞きたいです。

議長(日進市) 石川
はい、それでは今、清須市さんの方で回答方法としては、挙手でもいいよということですので、②と回答された団体の 16 市さんの方で、該当するよということであれば挙手していただくと、清須市さんはそういうふうでよろしいですか。

清須市 犬飼
はい。

議長(日進市) 石川
はい。それでは 16 市の方で該当するという市町はございますでしょうか。該当するようでしたら挙手の方をお願いしたいと思います。清須市さんの方は、どちらの方を挙手ということで。

清須市 犬飼
除外規定があるっていうところがございますでしょうか。

議長(日進市) 石川
はい、除外規定があるという市町は挙手ということですので挙手の方お願いします。
(挙手：西尾市、知立市、高浜市)
3 市町さん。はい、ありがとうございました。
清須市さん、よろしいですか。

清須市 犬飼
どうもありがとうございます。すみません。

議長(日進市) 石川

それでは追加質問ですが、清須市さんの方からもう一つあります。

清須市 犬飼
もう一点よろしいでしょうか。あと、今現在運用されていない団体さんで、今後、課税免除を行っていこうと検討されている団体があるかないかっていうところを同じく挙手で確認できたらと思っております。

議長（日進市） 石川
それでは課税免除を検討していこうという、そういう意向がある

清須市 犬飼
実際来年度から始めるとか、そういう団体さんがありましたら。

議長（日進市） 石川
では今の質問に対して該当するところがありましたら挙手をお願いします。
（挙手：なし）
ないようですね。

清須市 犬飼
わかりました。どうもありがとうございました。

議長（日進市） 石川
はい、それでは他に追加で伺ってみたい市がございましたら挙手をお願いします。
はい、どうぞ。

高浜市 西口
高浜市です。この案件につきまして情報提供的なところがあるのですが、昨年度の12月議会で一般質問がありました。
その際、一般質問として答弁したことが3点ございます。まず一点目はこの課税免除に対して見解はどうかっていうところで、高浜市としては現状課税免除は行われない。国の動向などを注視しながら、課税のあり方について研究を進めてまいります、ということで答弁をいたしました。続いて2点目としては、近隣市の状況について質問がありましたので、私が調べた中で課税免除を行っている市町村についてお答えをするとともに、高浜市が西三河管内ですので西三河の中では課税免除を行っている市町はございません、ということで答弁させていただきました。あと最後3点目は、もし課税免除をした場合にどれだけ税収として影響するのかっていうところでお答えをさせていただきました。
情報提供っていうことですので以上になります。

はい、ありがとうございました。それでは他に情報提供追加等。では一宮さんお願いします。

一宮市 平松
一宮市の市民税課平松です。よろしくお願いします。回答を見ていただけるとわか

ると思うのですけど、一宮市はその課税免除を実施した後に廃止をしたという非常に珍しい市ということらしいのですけれども、どうして廃止になったかっていう話、細かい経緯を話し出すとちょっと時間的にもないものですから、市としては役割は終わったということですから廃止した、ということで、今からやろうというところに対しては、それはどうなのでしょうね、という立場がございますので、担当ﾚﾍﾞﾙの情報共有ということで、一宮市の軽自の担当の方に個別にご連絡いただいたら、いろんな聞きたいことなどについては答えさせていただくということで担当の方から聞いておりますので、今から始めようとか、今やっているけどどうなのだというようなことも含めて、お問い合わせをいただければと思っております。以上でございます。

議長（日進市） 石川

はい、ありがとうございました。何かありましたら、問い合わせしたい案件がありましたら一宮市さんの方にお願いします。

他に情報提供ご質問追加等ありますか。

他にないようですので、県の方からこの議題についてｺﾒﾝﾄがあるようでしたらご発言をお願いします。

愛知県 安井

課税免除ですとか減免につきましては、地方税法の規定に基づきまして各団体さんにおいて適切にご判断いただければというふうに考えております。

ただ減免や課税免除につきましては総務省の方から毎年 4 月に通知されます地方税法の取り扱いについて市町村民税の留意事項通知にも記載があります通り新たに決定される場合には、一律かつ無条件に税負担を軽減するような措置を講ずることがないようにというところにご留意いただいた上でご設定いただければと思います。

議長（日進市） 石川

はい、ありがとうございました。議題 3 につきましては以上とさせていただきます。

続きまして議題 4. 市税賦課事務全般の効率化等について、提案市であります日進市より趣旨説明をいたします。

日進市 松浦

はい。日進市税務課松浦でございます。よろしくお願いします。今般、市税賦課事務全般の効率化等についてのお伺いをさせていただきたいと思います。

日進市では職員はおよそ 3 年で人事異動に配置替えとなってまいります。税務行政につきましては、特に経験や専門的知識が求められる業務でありまして、精通しなおかつ業務を引き継いでいくのに 3 年という期間がやや短いと感じております。

また時間外勤務の削減が求められる中で市全体の採用もなかなか厳しく、職員の増員もできず、そればかりか税務職員削減が今検討されているような状況でございます。

そこで税務担当課長としての各税担当者の異動ｻｲｸﾙについてのお考えと各市における時間外勤務削減の取り組みについてご教示願いたいと思いまして議題とさせていただきました。

そして作業から IT 化を導入するなどの時間外削減についても具体的に教えていた

だきましてありがとうございます。以上です。

議長(日進市) 石川
　はい、ありがとうございました。各市の回答を見させていただきますと、(1)の異動ｻｲｸﾙの考え方についてですが、市税賦課事務は専門性が高いことから、通常の異動ｻｲｸﾙよりも少し長めの 4 年から 6 年くらいが望ましいという考え方が多いかなと見受けられます。(2)時間外削減の取り組みにつきましては AI-OCR や RPA を活用して入力などのような単純作業を自動化されているようです。あとはﾍﾟｰﾊﾟｰﾚｽを図られているというところもあるようです。
　それでは各市の回答で補足説明したいという市がございましたら挙手をお願いします。よろしいですかね。
　それでは日進市から特に伺ってみたい市があるようでしたらご発言お願いします。

日進市 松浦
　はい 3 市の方にお願いしたいと思います。まず、岡崎市さんお願いいたします。職員庁内応援派遣制度につきまして具体的にご教示いただけたらと思います。あわせましてｵﾝﾗｲﾝへの入力作業の一部 RPA 化について具体的な内容をご教授くださいますようお願いいたします。

議長(日進市) 石川
　はい、岡崎さんお願いします。

岡崎市 宮瀬
　はい。岡崎市です。職員庁内応援派遣制度につきましては、時期的な業務の繁忙期において、現行の人員配置では一時的に相当な負担がかかることが予想され、かつ部内での調整が困難な場合において、臨時的に部をまたいで職員の応援派遣を行うことができるようにする制度です。応援職員は原則として係長等を除く主任主査級以下の職員で、期間は概ね 2 週間以上 2 ヶ月以下としています。応援派遣を依頼したい部署は事前に総務部長に相談の上、派遣を求める部署の長から応援職員の所属部長に依頼することとなります。本制度、主に特定業務の経験者等限定された職員に一定期間、応援に来てもらうことを目的としています。
　今、岡崎市の市民税課では 4 月に異動して行った職員ですね、市民税課から出ていた職員について、いつも応援派遣をお願いしているという形をとっております。
　もう一つｵﾝﾗｲﾝへの入力作業の一部を RPA 化につきましては、市民税賦課業務における給与所得者異動届の処理並びに市税等の過誤納金の還付に係る更新作業において RPA を導入しています。給与所得者の異動届の処理につきましては、月に一度程度のｻｲｸﾙで退職等により普通徴収に繰り入れるｹｰｽでかつ異動月が RPA の処理日以降にあるもののみを対象としています。転勤等その他のｹｰｽについては、職員による確認や事業所情報の修正を要する可能性が高いことから、RPA の対象にはしておりません。還付につきましては、本市では振り込みを月に 3 回行っております。振り込みを行うにあたってｼｽﾃﾑで 1 件ずつ支払を確定させる必要があり、特に年金特徴や配当割譲渡割の還付など、大量還付を行う場合などに威力を発揮しています。以上になります。

議長(日進市) 石川

はい、ありがとうございました。日進市は他にもありますかね。

日進市 松浦

はい。続きまして知立市さんお願いいたします。現地調査のためにﾀﾌﾞﾚｯﾄ導入をされているということですが、導入効果について、もし具体的にわかるようであれば教えていただきたいと思います。どの業務工程でどれぐらいの削減ができたか、またﾀﾌﾞﾚｯﾄに GIS を搭載して現地調査評価等に運用しているのであれば、その効果についても、おわかりになれば教えていただきたいと思います。お願いいたします。

議長(日進市) 石川

はい、どうぞ。

知立市 都築

知立市です。ご質問いただいたﾀﾌﾞﾚｯﾄですけれども、こちらは土地調査のための導入ということで今年度今年の 9 月に機器が入ったところでございまして、本格的な稼働は 11 月を予定しております。なので、実際の効果についてはわかってないのが現状となっております。

まず期待される効果といたしましては、これまで紙媒体で地番図確認しながら現地を調査して手で記入して現場に対しての現場写真をﾃﾞｼﾞｶﾒで撮影、これを持ち帰って帰庁後にﾃﾞｰﾀ処理、写真ﾃﾞｰﾀの取り込みと現場調査の結果をまとめるということを今までやってきたのですけれども、ﾀﾌﾞﾚｯﾄによって現場で確認しやすい、場所も特定しやすいということで、こちらに GIS を搭載しておりますので現場写真はﾀﾌﾞﾚｯﾄ上のｶﾒﾗの機能を利用して撮影することで位置情報の場所が確認できるような状態となっております。航空写真も入っておりますので、現場場所の特定もしやすいということで、そういったことで時間削減ができるのではないかなということ、またﾃﾞｰﾀとして現場の調査した結果を入力していきますので、帰庁後の整理の方も CSV でﾃﾞｰﾀで一括出力してﾃﾞｰﾀ整理作業に時間をかけることなく行えるのではないかということで導入しているものになります。

結果を、現地調査には出かけているところで、使用状況としては手書きでやるのに比べると、ちょっと時間がかかるのではないかなという話もありますけれども、持って帰ってからのﾃﾞｰﾀ化がすぐできるということで、そちらでは削減がされていくのではないかなということで見ております。結果としては来年度課税に向けての一通りのことをやってみないとちょっとわからないかなということでございます。すいません、以上になります。

議長(日進市) 石川

はい、ありがとうございました。日進市、他にもありますかね。

日進市 松浦

はい、最後にもう一市の方に、西尾市さんお願いいたします。税通処理の RPA 化と記載していただいておりますが、具体的な内容をお教えいただきますようお願いいたします。

西尾市 犬塚

はい、西尾市です。西尾市におきましては税通が法務局から紙で来ておりまして、その紙をｽｷｬﾝしまして、ﾎｽﾄのｺﾝﾋﾟｭｰﾀから所在地ｺｰﾄﾞと個人番号、この 2 点だけを引っ張ってきまして、それを電子化したものを処理をしているということになります。何がいいかというと、検索の手間が、一覧から所在地ｺｰﾄﾞを引っ張るだとか、所有者をｷｰﾎﾞｰﾄﾞをたたいて検索するだとか、そういった点が若干事務の軽減にはなっているのかなっていうことでございます。以上です。

議長（日進市） 石川

はい、ありがとうございました。それでは他に追加で伺ってみたい市がございましたら挙手をお願いします。

よろしいでしょうかね。

特にないようですので、県の方からこの議題についてｺﾒﾝﾄなどがあるようでしたらご発言をお願いします。

愛知県 安井

人材確保というのはなかなか毎年厳しい状態だということはいろんな場で市町村の方からお話をお伺いしたりしているところなのですけれども、私個人的にも税務行政というのは専門性が高い分野かなというふうに感じております。

ちょっと今回の議題とはちょっと外れたところにはなるかと思うのですけれども、あの県の市町村課としましては、県税務課の担当者の方ですとか、評価ｾﾝﾀｰの方を講師としてお招きしまして、毎年固定資産税ですとか徴収部門の研修を開催させていただいております。

ぜひこうした研修の機会も積極的にご活用いただきまして、現在各税務課さんの方での人材育成に役立てていただければというふうに考えております。

議長（日進市） 石川

はい、ありがとうございました。議題 4 につきましては以上とさせていただきます。

次第 5. のその他としまして、東海都市税務協議会の報告につきまして、名古屋市課長様からご報告がございます。課長様よろしくお願いします。

名古屋市 神谷

はい、皆さんこんにちは。名古屋市の財政局の税務ｼｽﾃﾑ推進課長の神谷と申します。本日はよろしくお願いしたいと思います。

それでは東海都市税務協議会の活動状況につきまして、この場をお借りしまして、ご説明の方をさせていただきたいと思います。失礼ですが座らせて説明させていただきたいと思います。

まず、東海都市税務協議会につきましては全国市長会の組織でございます全国都市税務協議会の構成組織でございます。お手元の方に配布されております資料の会則にございますように、愛知県、岐阜県、三重県そして、静岡県と、この東海 4 県の各市で構成の方がされているといった状況になっているところでございます。現在、名古屋市が愛知県の幹事ということで、事務局を担当させていただきながら、同時に協議会全体の代表幹事も合わせて務めさせていただいているところでございます。

それで、協議会につきましては税制改正に関する要望の取りまとめをして、総務省

に対する要望を主な活動としておりまして、今年度につきましては 5 月上旬に各市に対しまして税制改正に関する要望の照会の方をさせていただきました。その後、書面による幹事会議での協議を終えまして要望書を作成したところでございます。東海都市税務協議会における、これまでの要望活動につきましては、令和元年度までは総務省へ私どもが出向きまして、対面での要望書を手渡しという形で行っておりましたけども、新型ｺﾛﾅｳｲﾙｽの影響もございまして、令和 2 年度から昨年度までにつきましては、本市の東京事務所を通じまして、総務省の方に事務渡しという形で行ってまいりましたところでございます。ただ本年度につきましては、令和元年度以前と同様に、直接総務省の方へ出向きまして、対面での手渡しを実施いたしまして、幹事会議で決定した要望書の方を 8 月に総務省の企画課税務企画官へ持ち込み、要望書の説明をさせていただきました他、税務担当審議官、企画課長、都道府県税課長、市町村税課長と最後に固定資産税課長といった各課長の皆様にも要望書を持参しましてご説明をさせていただいたところでございます。

要望事項につきましては令和 7 年度地方税制改正に関する要望書ということで、今お手元にあるものをご覧いただくとともに、内容につきましては 9 月下旬に各市に郵送で送らせていただいたものと同じものとなっておりますのでよろしくお願いしたいと思います。簡単ではございますが、報告は以上になります。

議長（日進市） 石川

はい、ありがとうございました。

それではせっかくの機会ですので会議全体を通して何かご質問ご意見ご質問等がございましたら、挙手をお願いします。なかなか皆さん一同に集まる機会はないと思いますので、もしございましたら挙手をお願いします。

よろしいでしょうか。

特にないようですので続いて次第 4 の次年度当番市の決定に入ります。

次年度の当番地につきまして事務局から説明をお願いします。

市長会事務局 武本

次年度の当番市についてでございますが、建制順によりまして、議長当番市は田原市さんにお願いすることとなります。田原市さんどうぞよろしくお願いいたします。事務局からは以上です。

議長（日進市） 石川

はい、以上をもちまして私の議長としての役割を終えさせていただきます。
どうもご協力いただきましてありがとうございました。

市長会事務局 武本

石川参事様ありがとうございました。これをもちまして、税務関係部課長会議を閉会します。長時間にわたりありがとうございました。

なお、お車でお越しの方は駐車券の押印をいたしますのでお申し付けください。またお帰りの際は事故等にはくれぐれも気をつけていただきお帰りください。

ありがとうございました。